

令和3年8月17日  
神奈川県信用農業協同組合連合会

### JAバンクにおける未利用口座管理手数料の導入について

～令和3年10月以降に新たに普通貯金口座および貯蓄貯金口座を開設されるお客さまへ適用される手数料～

JAバンクでは、長期間未利用の口座に係る不正利用防止および口座管理事務コスト削減等の観点から、令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座を適用対象として、「未利用口座管理手数料」を全国統一で新設いたします（貯金規定に記載いたします）。

ただし、本会では同様の趣旨の手数料を設定済（口座管理手数料規定：＜適用日＞令和2年4月1日）であることから、お客さまから「未利用口座管理手数料」を頂戴することはありません。

また、口座管理手数料の廃止等がなされた場合等、状況が変化した場合には、「未利用口座管理手数料」を適用する可能性があります。

この場合には、令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座が適用対象となります。「未利用口座管理手数料」を適用する際には、当会のホームページ等によりご連絡させていただきます。

以上